寝屋川市
みどりの基本計画
改定版

＜概要版＞

協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川市

平成31年(2019年)3月

寝屋川市

みどりの基本計画の改定にあたって

みどりの基本計画とは

都市緑地法第４条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

計画の位置づけ

国の各種政策の理念や趣旨を反映した上で、「みどりの大阪推進計画」を指針とし、「寝屋川市総合計画」に即すとともに、上位関連計画と適合・整合した内容として改定します。

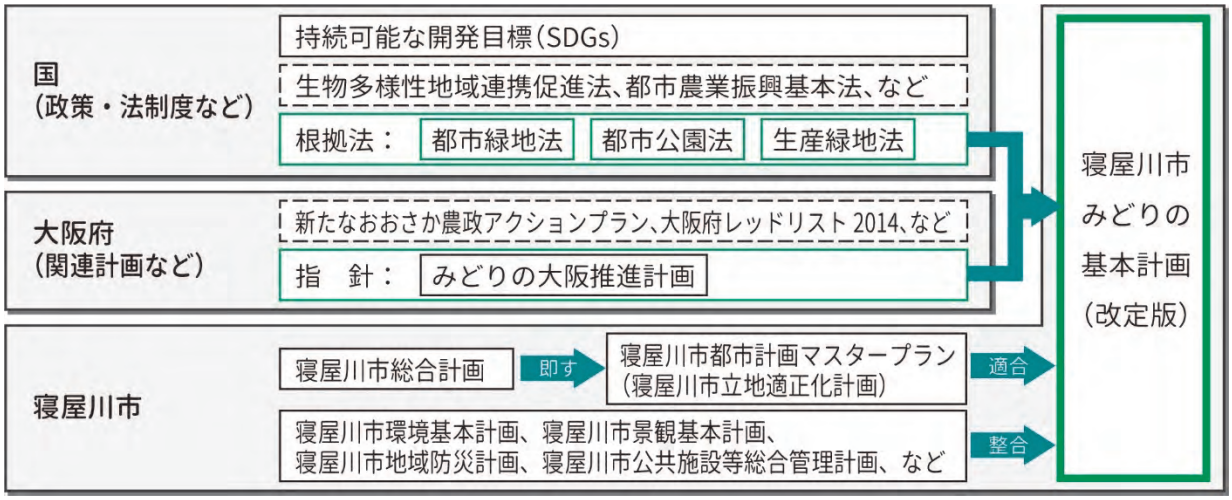

改定の背景

平成 13 年（2001 年）3 月に寝屋川市緑の基本計画が策定されてから約 18 年が経過したことに伴い、これまでの社会情勢の変化や、関係法令、上位計画等の動向などを整理します。

①社会情勢の変化	人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、地球温暖化をはじめとした環境問題、生物多様性の保全などにおける環境志向の高まり、多様な主体の連携による共助の地域づくりの必要性
②関係法令、上位計画等の動向	都市緑地法等の一部改正（平成 29 年（2017 年）5 月公布）、都市農業振興基本法の制定（平成 27 年（2015 年）4 月）、国連総会における持続可能な開発目標（SDGs）の採択、など
③本市のみどりに関する動向	集約連携型のまちづくり、長期未着手の都市計画公園の再編、公園施設の計画的かつ効果的な維持管理、など
④みどりの取組実績	協働によるみどりの保全・創造、緑化の推進、普及に関する取組の展開、「緑化モデル優先地区」における重点的な緑化の推進、「サクラ☆プロジェクト」の推進、など

みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「みどりの大阪推進計画」を参考に次の通り定義します。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

計画の枠組み

目標年度は概ね 20 年後の平成 52 年（2040 年）、計画対象区域は都市計画区域（寝屋川市全域：2,470ha）とします。

各主体の役割

市民・事業者・学校・行政が適切な役割分担のもと、それぞれが連携・相互支援を図りながら協働の取組を進めます。

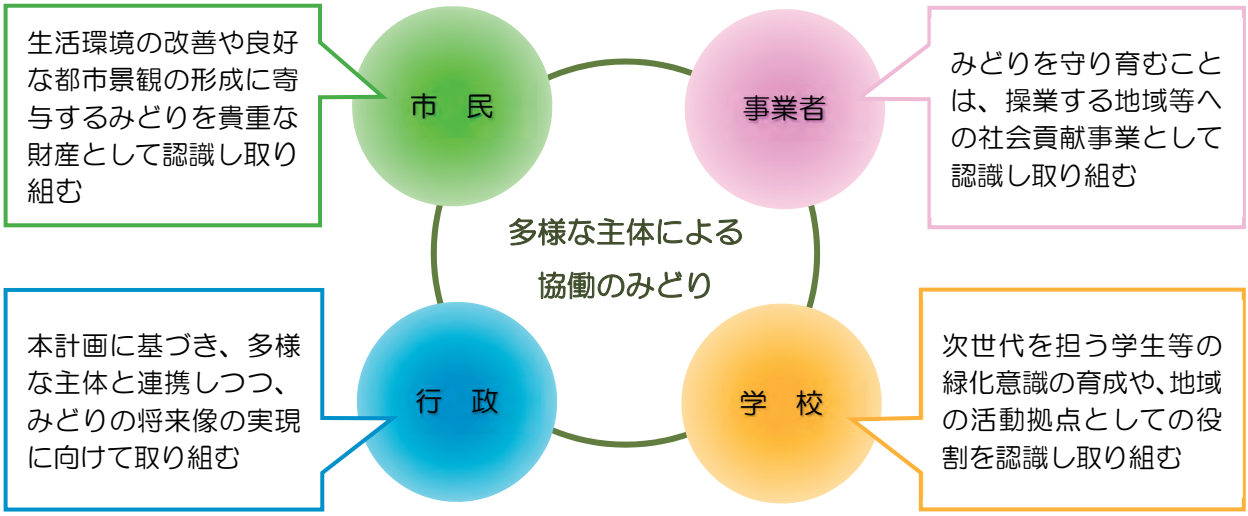

みどりの目標設定

市民・事業者・学校・行政により、本計画の進捗状況や成果などを共有しつつ実現を目指すため、目標年度（平成 52 年（2040 年））におけるみどりの全体目標を設定します。

① 緑地の目標水準

市域面積に対する緑地の割合を約 14.7%から 20.0%にします。

② 都市公園の整備目標

市域全体における整備目標を 130.75 ha から約 140ha にします。

③ 緑被率の目標水準

市域面積に対する緑被地の割合を約 18.4%から 25.0%にします。

④ 地域制緑地の目標水準

市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。

本市のみどりの現状

緑地の現況

平成 30 年（2018 年）における緑地の現況は以下の通りです。

- 緑地全体は 363.2ha で市域面積に対する割合は約 14.7%となっています。
- 施設緑地（都市公園、公共施設緑地）は全体で 201.08ha、このうち都市公園が 130.75ha となっています。
- 地域制緑地は全体で 162.12ha、そのうち生産緑地地区が 62.49ha、市街化調整区域内農地が 71.34ha を占めています。

※「緑地」：みどりの中で担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）もの

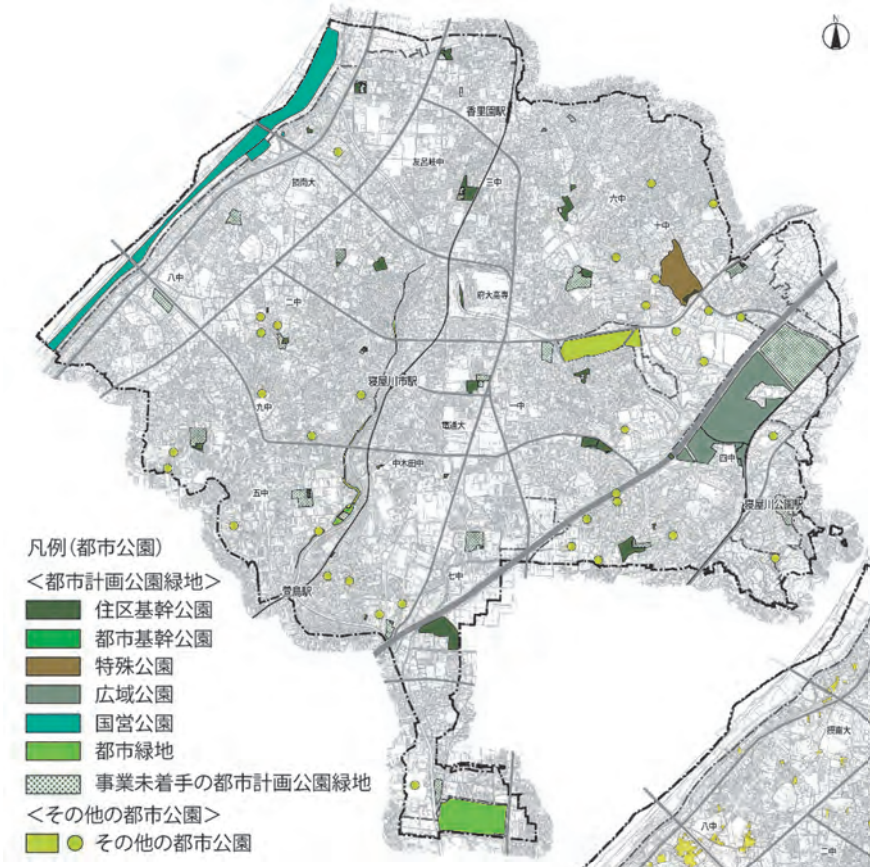

図　都市公園の整備状況

大利公園

市街化調整区域内農地（梅が丘）

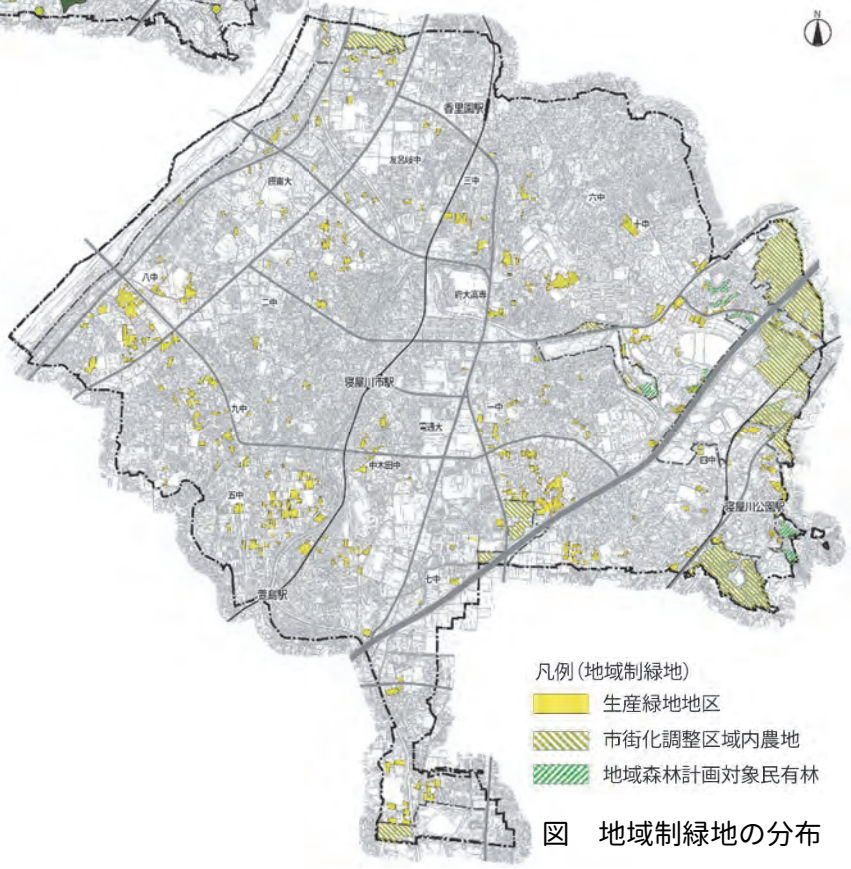

図　地域制緑地の分布

緑被の現況

平成 30 年（2018 年）における緑被地の現況は以下の通りです。

・本市の緑被面積は 455.31ha であり、市域面積に対する緑被地に覆われた面積の割合は約 18.4%となっています。

※「緑被地」：みどりの中で樹林や樹木、草地等（芝草類、笹類など）で覆われたエリア、及び農地エリア

図　緑被地の分布

友呂岐緑地

春日神社のシイの社叢

みどり豊かで閑静な住宅地

本市のみどりの課題

本市における面的・点的なみどりの資源について、「保全」・「充実」・「創出」とこれらをつなげる「ネットワーク」の視点から課題を整理するとともに、市民・事業者・学校などが関わる「協働」の視点を含めた５つの区分に応じて「本市のみどりの課題」を整理しました。

１．みどりの保全

《対象》　「淀川河川公園」、「河川・水路」、「農空間のみどり」、「大規模公園等（総合・広域・特殊公園、治水緑地）」、「社寺林・保存樹」、「旧集落地のみどり」、「歴史街道など」、「ゆとりある住宅地のみどり」

《課題》
- 歴史文化資源と一体となったみどりの保全
- 市民等や周辺市と連携した生物の生息・生育環境の保全
- 農地の保全・活用
- 大規模公園等の多様な機能を踏まえた保全　など

淀川河川公園

神田天満宮の大クス

寝屋古墳（大阪府指定文化財）

２．みどりの充実

《対象》　「大規模公園等（総合・広域・特殊公園、治水緑地）」、「都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっこ老人憩いの広場）」、「学校グラウンド、公共施設等」、「緑道（友呂岐緑地など）」、「幹線道路とその沿道地のみどり」、「河川・水路」、「住宅地（全般）・商業業務地・住工共存地のみどり」

《課題》
- 本市の魅力を高めるみどりとして、都市公園等のマネジメントを推進
- 公共施設等（学校グラウンドなど）の活用
- 市民等に親しまれる水辺空間の充実
- まちなかのみどりの環境形成
- 鉄道駅周辺などにおける都市景観と一体となったシンボルとなるみどりの充実

打上川治水緑地
（寝屋川まつりの様子）

公共施設での植栽
（グリーンカーテン）

寝屋川市駅西側駅前広場のバラ

3．みどりの創出

《対象》　「都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園、ちびっこ老人憩いの広場）」、「密集住宅地区のみどり」、「まちづくり計画におけるみどり」

《課題》
- 長期未着手の都市計画公園の見直し
- 密集住宅地区におけるオープンスペースの確保
- 計画的なまちづくりや景観計画等との連携

小路土地区画整理事業

市民ワークショップの様子
（川勝水辺ひろばの整備）

市営住宅の建替に伴う
みやいけ公園の整備

4．みどりのネットワーク

《対象》　「水辺空間や歴史街道」、「主要な幹線道路」、「桜街道」

《課題》
- 河川等のつながりを踏まえた水辺環境の充実
- 歴史文化と共存するみどりの充実
- 主要な幹線道路のみどりの充実
- まちの魅力向上に貢献する新たなネットワークの形成

寝屋川のツツジ

みどりの風促進区域における
緑化のイメージ

桜街道（三井団地）

5．協働のみどり

《対象》　「市民・事業者・学校との協働」、「多様な主体との連携」、「みどりの普及・啓発活動」

《課題》
- みどりに関わるきっかけづくりや社会貢献、または多様な主体との連携などの仕組みの構築
- まちなみ形成とあわせた地域コミュニティの形成
- 地域の拠点としての学校敷地等の活用
- みどりを活用した市の魅力や都市格の向上

「公園・緑地等植栽サポーター制度」
による植栽（黒原橘町）

小学校の総合学習の様子
（大阪府生物多様性センター）

桜のライトアップ

基本方針

基本理念

各主体が共に目標をひとつにし、「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進めることにより本計画の実現を目指すため、次の基本理念を掲げます。

＜ 基 本 理 念 ＞
協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川市

市民・事業者・学校・行政の「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進め、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりを保全、創出、充実し、つなげることにより、水とみどりの中核市寝屋川市としての更なる発展を目指します。

みどりの将来像

概ね 20 年後における本市のみどりの将来像は、「骨格となるみどり」、「拠点となるみどり」、「土地利用に応じたみどり」、「ネットワークを形成するみどり」で構成しており、それぞれのみどりの保全、創出、充実を図ります。

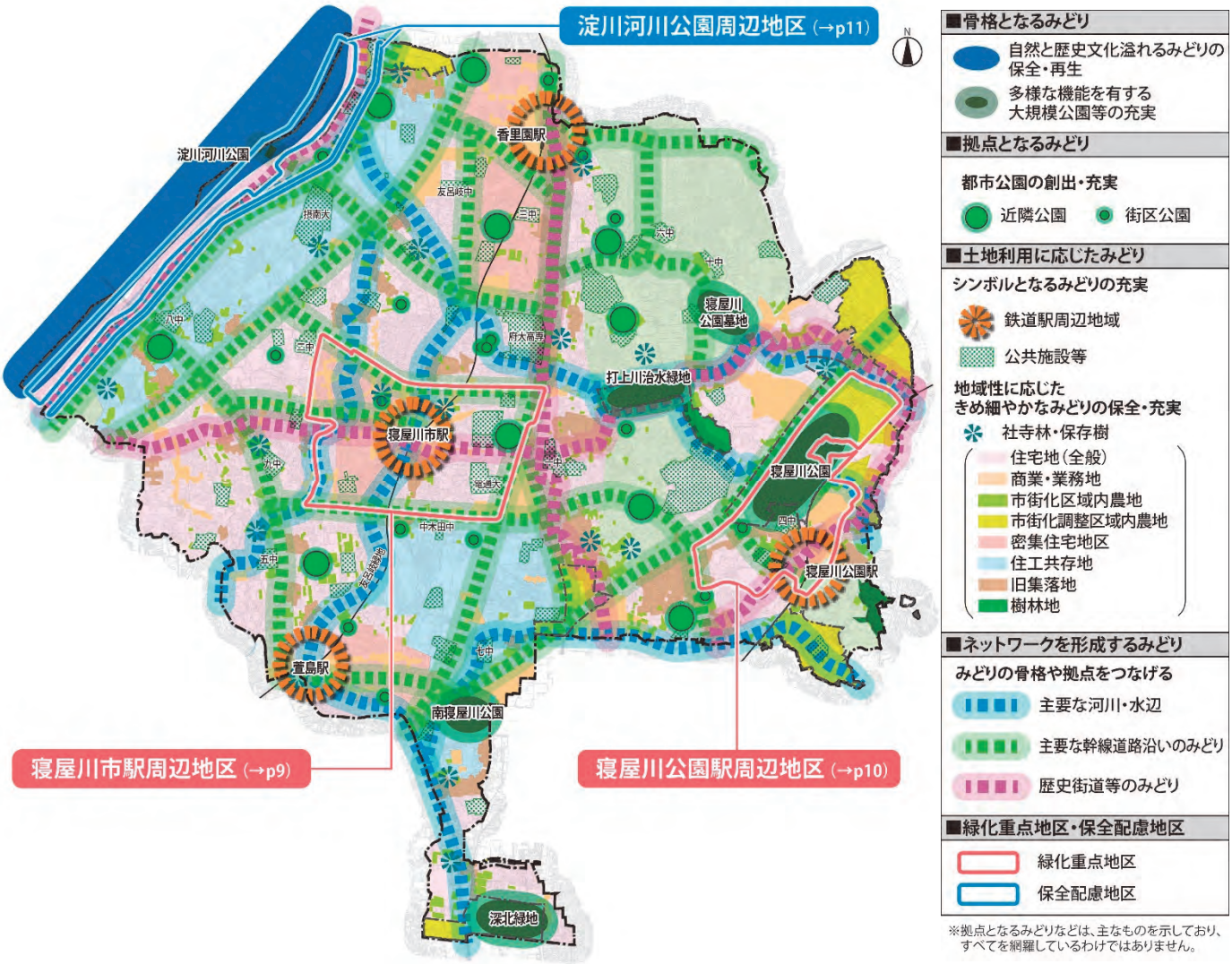

※拠点となるみどりなどは、主なものを示しており、すべてを網羅しているわけではありません。

基本方針・基本施策・重点施策の体系

基本理念に基づき、みどりの将来像を実現するための基本方針及び基本施策と重点施策の体系を示します。

基本方針		基本施策		重点施策
基本方針1 骨格となるみどり	(1) 自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する	①	淀川河川公園の保全・再生	重点施策1 緑化重点地区
		②	広大な自然の眺望を備えた景観の形成	
	(2) 多様な機能を有する大規模公園等を充実する	③	パークマネジメントの推進	
		④	都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整	
基本方針2 拠点となるみどり	(1) 都市公園のあり方を示す	⑤	住区基幹公園等の都市公園のあり方の検討	
	(2) 都市公園を創出する	⑥	都市公園の整備	
	(3) 都市計画公園を見直す	⑦	都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し	
	(4) 都市公園の質を高める	⑧	市民が満足できる公園づくり	
		⑨	安全安心を確保する効率的な公園の維持管理	
基本方針3 土地利用に応じたみどり	(1) シンボルとなるみどりを充実する	⑩	鉄道駅周辺における緑化	重点施策2 保全配慮地区
		⑪	公共施設等における緑化	
	(2) 地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する	⑫	歴史文化資源等におけるみどりの保全	
		⑬	生駒山麓における景観の保全	
		⑭	農地の保全・活用	
		⑮	大規模敷地における緑化	
		⑯	建築敷地等における緑化	
		⑰	小規模公園等の充実	
基本方針4 ネットワークを形成するみどり	(1) みどりの骨格や拠点をつなげる	⑱	セミパブリック空間におけるみどりの創出	重点施策3 実感できるみどりの創出（緑視率調査）
		⑲	親しめる街路樹などの保全・創出	
		⑳	歴史文化とみどりの調和とつながりの保全	
		㉑	水辺環境の保全・活用	
	(2) きめ細やかなみどりをつなげる	㉒	身近な道路におけるみどりの充実	
		㉓	市内水路網の保全	
	(3) エコロジカルネットワークの形成	㉔	エコロジカルネットワークの形成	
基本方針5 みどりの管理運営	(1) 行動に関わる仕組みをつくる	㉕	協働・共助・連携にかかる仕組みの構築	重点施策4 協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり
		㉖	みどりの関連制度の充実	
	(2) 協働の取組を進める	㉗	みどりの担い手の育成	
		㉘	みどりの取組への支援	
	(3) みどりを普及・啓発する	㉙	みどりに関する情報の発信・共有	
		㉚	みどりを活かしたシティプロモーションの推進	

重点施策

重点施策１　緑化重点地区　　緑化重点地区

緑化重点地区は、緑地の確保や緑化推進の必要性が高い地区を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけるもので、本計画では、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進に関する施策とともに、多様な主体によるみどりづくりなどを重点的に推進することを目的として設定します。

寝屋川市駅周辺地区　緑化重点地区　実感できるみどりの創出

実施中または今後実施される事業の推進に伴う都市基盤整備や都市機能の誘導、または都市景観の形成とあわせた新たなみどりの創出とともに、本地区が有するみどり資源を活用することにより、本市の中心核として水とみどりに包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点づくりを進めます。

重点施策３　実感できるみどりの創出（緑視率調査）　実感できるみどりの創出

緑化重点地区において、本市の顔としてのみどり溢れる景観形成を図ることとしているため、市内外から訪れる人々が実感できるみどりの目標指標として、人々が見る風景の中に含まれるみどりの割合を算出する「緑視率」を設定し、緑化重点地区における継続的な調査を行うこととします。

寝屋川公園駅周辺地区　緑化重点地区　実感できるみどりの創出

寝屋川公園駅周辺の計画的なまちづくりを推進する中で、東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進や公園施設等の再整備の可能性などについて大阪府との協議を進めるなど、寝屋川公園をはじめとする駅周辺の地域の活性化及びにぎわい創出とあわせて、地区全体におけるみどりの取組を進めます。

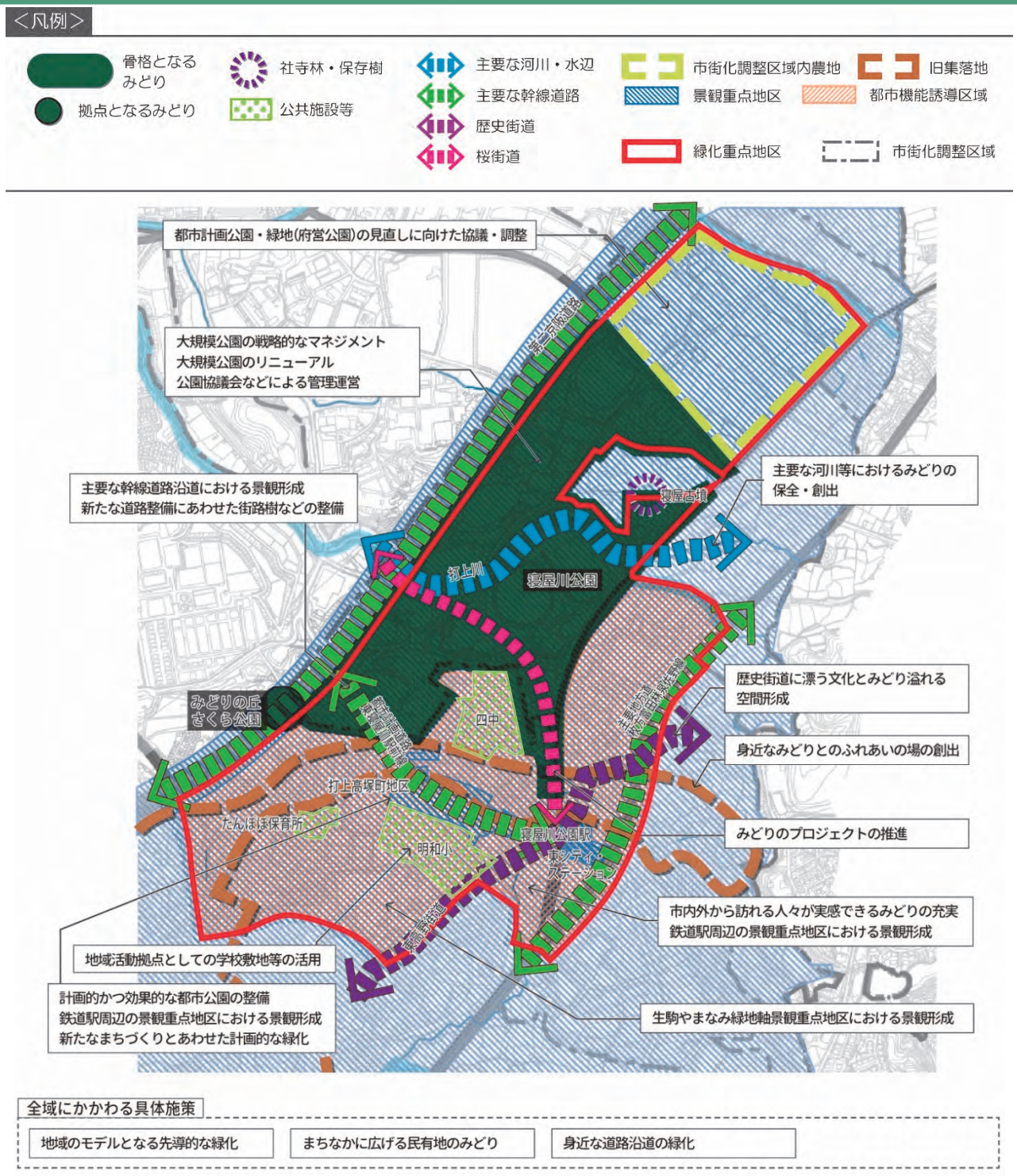

重点施策３　保全配慮地区

保全配慮地区

保全配慮地区は、特有の生態系を保全する必要のある地区や、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区など、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として位置づけるもので、本計画では、大規模な自然環境が広がるとともに、生物の生息・生育環境の保全や改善が求められる地区、または特徴的な景観を有するみどりや民間開発などによるみどりの減少が懸念される地区の保全を目的として設定します。

淀川河川公園周辺地区　保全配慮地区

「新寝屋川八景」にも指定されている淀川河川公園を中心とした広大な自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいを促進するなど多様な主体による管理運営を進めます。

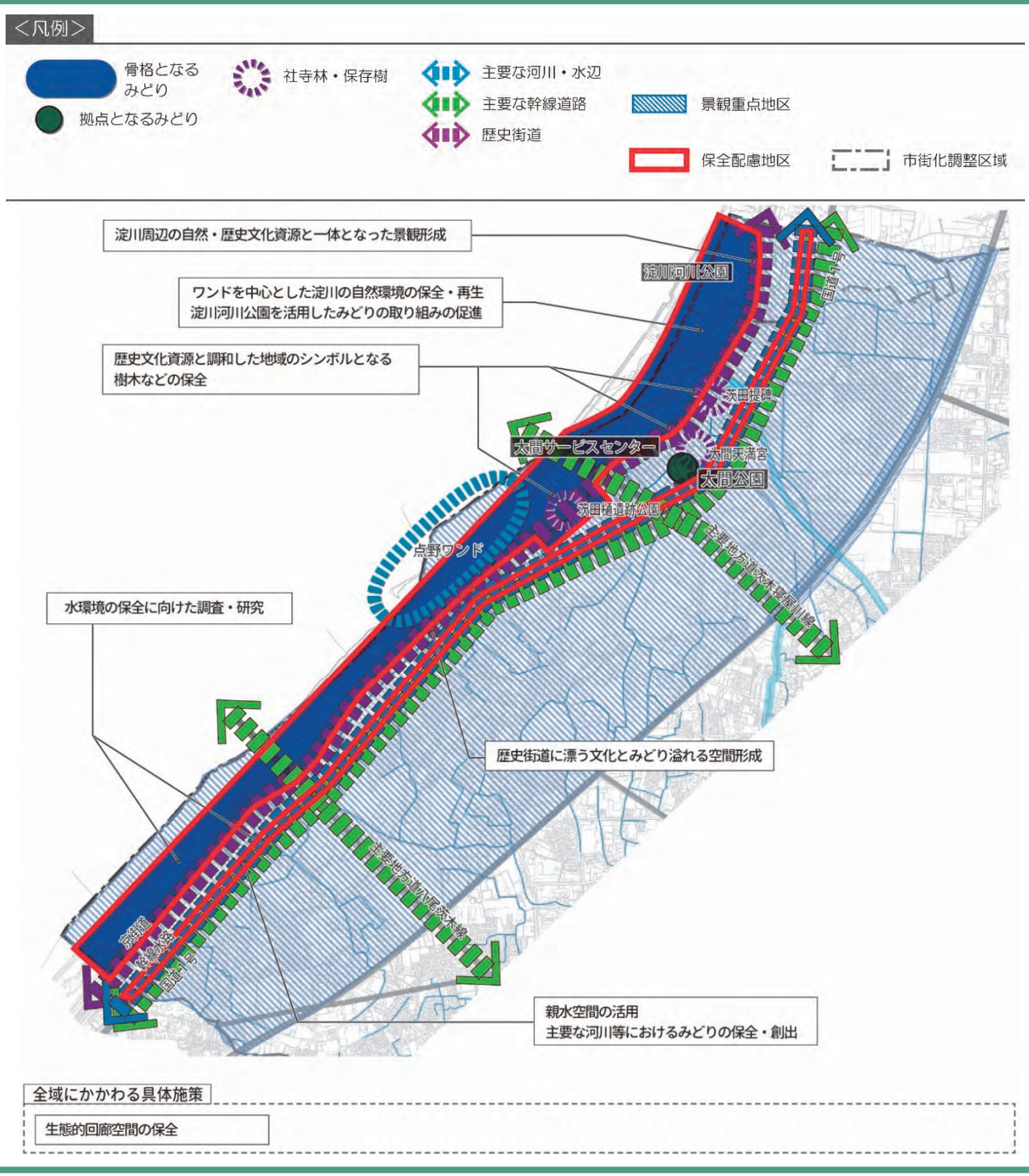

重点施策４　協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり　協働・共助

「協働・共助によるみどりのまちづくり」を着実に進めるため、市民等のみなさんのみどりへの理解を深めた上で、個人が行う取組の継続や協働によるみどりの取組を通じた市民生活における新たな目的や意義の創出とともに、これらの取組を更に促進する新たな仕組みの構築を進めます。

市域全体　協働・共助

「協働・共助によるみどりのまちづくり」の実現にあたっては、次に掲げる視点を踏まえ、重点的に取り組むべき具体施策を推進します。

視点①　みどりへの関心を高めるきっかけを提供する

＜取組内容＞

- 普及・啓発パンフレットの発行や学校図書館への配架、広報やホームページなどを活用した、みどりに関する様々な情報の発信・共有
- 「みどりのシンポジウム」等の啓発イベントの実施
- みどりの育成方法や緑化技術などに関する身近な相談窓口となる「みどりの相談所」の設置
- 市民緑化教室の開催や学校における出前講座の活用の促進

視点②　みどりの取組を促進する

＜取組内容＞

- 新たな組織の立ち上げ支援や既存組織の取組事例などの情報提供（「みどりの相談所」の役割の充実）
- 公共施設や協定に基づく民有地などを活用した新たな取り組み場所の確保
- 「みどりのコーディネーター」の育成・登録制度や緑化顕彰制度、協働組織を登録する制度等の創設

視点③　みどりのプラットホームを構築する

＜取組内容＞

- 市民・事業者・学校・行政の多様な主体の連携強化を図るための仕組みとして「みどりのプラットホーム」を構築

計画の推進、管理

計画の推進体制

市民・事業者・学校・行政がそれぞれの役割を認識した上で、「協働・共助によるみどりのまちづくり」を進めます。下図のように、多様な主体がお互いに連携・相互支援を図る場や機会を創出する「みどりのプラットホーム」の設置を進めながら計画を推進します。

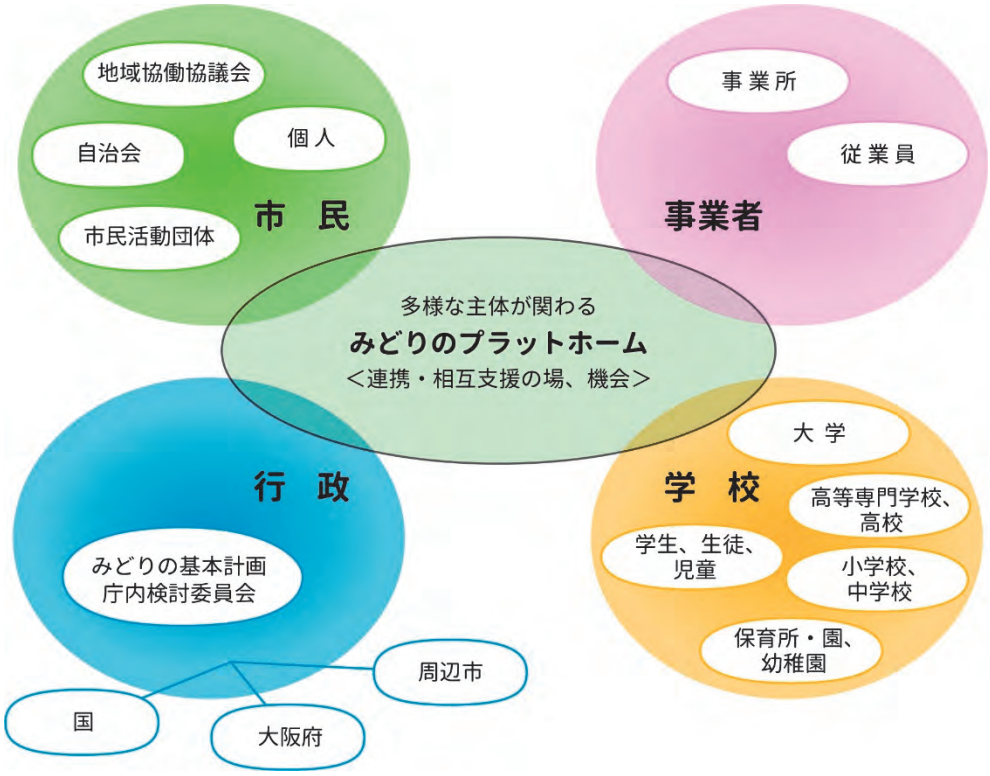

計画の進行管理

定期的に全体目標の達成状況を確認し、中間年度（概ね 10 年後）に計画全体を見直しますが、社会情勢の変化などを踏まえて概ね５年を目安に計画を点検し、必要に応じて適宜見直すこととします。

また、施策の実効性を高めるために概ね５年ごとにアクションプランを策定し、重点的に取り組む具体施策のパッケージにおける共通の目標指標の達成状況などを確認します。

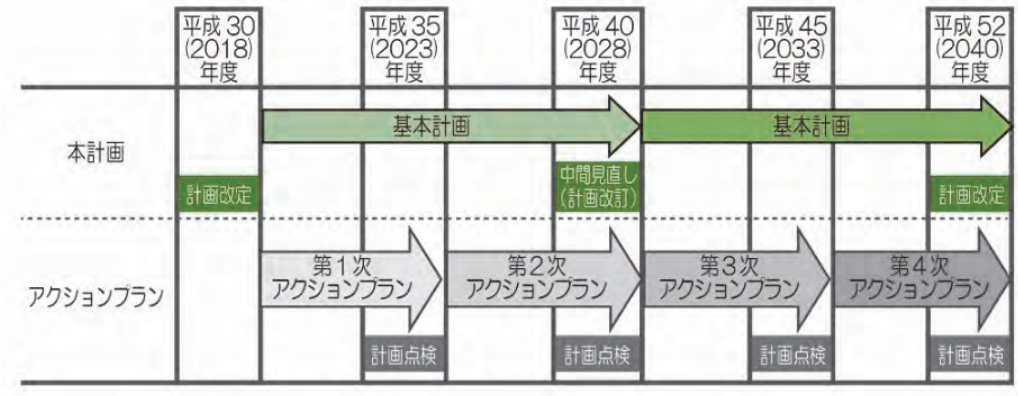

PDCI サイクルによる計画の評価

本計画及びアクションプランは、マネジメントシステムの基本的な考え方である PDCI サイクルにより評価します。具体的には、施策の内容や実施時期等の詳細を計画（PLAN）し、計画にもとづいて施策を実施（DO）しながら、目標の達成状況などを点検・評価（CHECK）し、計画を改善・改革（INNOVATION）していきます。

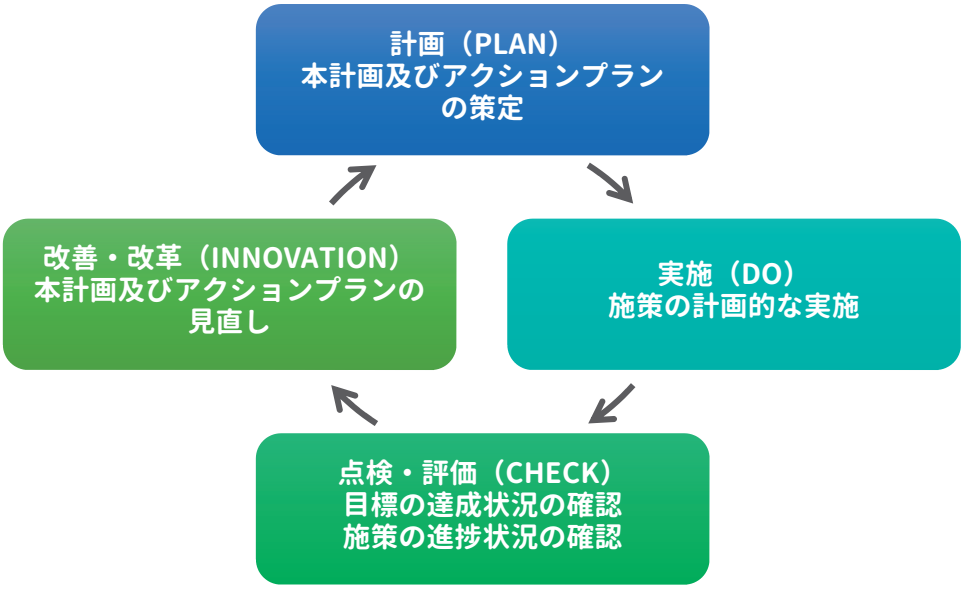

持続可能な開発目標（SDGs）と寝屋川市みどりの基本計画改定版

本市は、本計画などに基づく取組の推進を通じて、平成 27 年（2015 年）に国連総会で採択された平成 42 年（2030 年）までの国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）における個別目標の達成を目指します。

寝屋川市
NEYAGAWA CITY

寝屋川市　まち建設部　公園みどり課
住所：〒572-8555 寝屋川市本町１番１号
TEL:072-825-2293(ダイヤルイン) FAX:072-825-2633
http://www.city.neyagawa.osaka.jp

このパンフレットは、1,500 部作成し、一部当たりの印刷単価は、83 円です。